

固定資産税の減額制度はご存知ですか

耐震、省エネ、バリアフリーのため
に改修工事をする、翌年度の固定資
産税が減額される場合があります。

対象 令和4年3月末までに工事が完
了するもので、左記をそれぞれ全て満
たすもの

◆耐震工事

- ①昭和57年1月1日以前の住宅
- ②現行の耐震基準に適合する改修
- ③工事が50万円を超える

◆省エネ改修工事

- ①平成21年1月1日以前の住宅(賃
家除く)
- ②一定の要件を満たす改修(窓、壁、
天井、床の断熱工事など)
- ③改修後の床面積が50㎡以上280
㎡以下で、居住部分の床面積の割
合が全体の1/2以上
- ④工費の自己負担額が50万円を超
えるもの

◆バリアフリー改修工事

- ①新築してから10年以上経過した住
宅(賃家除く)
- ②一定要件を満たす改修(段差の解
消や手すりの設置など)
- ③改修後の床面積が50㎡以上280
㎡以下で、居住部分の床面積の割
合が全体の1/2以上



④次のいずれかを満たす(65歳以上
／要介護認定／要支援認定／障が
い者)

⑤工費の自己負担額が50万円を超
える

申込 工事が完了後3カ月以内に窓口

問合せ 税務課 ☎35-33627

広報ID

耐震改修1000412

省エネ改修1000413

バリアフリー改修1000411

相談してみませんか、生活のこと

新型コロナの影響で、収入が減少し
家計の維持が困難になった方に、従来
の生活資金貸付制度の条件を緩和した
特例給付を行っています。

◆特例制度の概要(カッコ内は上限)

- ①緊急小口資金(20万円)
 - ②総合支援資金(単身15万円/月、複
数20万円/月・貸付3カ月以内)
 - ③福祉金庫基金資金(20万円)
- *いずれも無利子。保証人不要
- *①②は、返済時に収入の減少が続く
住民税非課税世帯の方は返済免除。

申込 6月30日(水)まで

*まずはお早めにご相談ください。

問合せ ①②：市社会福祉協議会

☎35-0264

③：福祉課 ☎35-33139

広報ID 1012748

◆身近な相談相手、民生児童委員

市内では227人の委員が各地域で
生活や福祉に関する相談や支援を行っ
ています。地域の身近な相談相手とし
てお気軽にご相談ください。

問合せ 福祉課 ☎35-33139

第2期障がい者福祉総合計画を策定

この計画は、障がい者が生涯にわたっ
て途切れなく支援を受けつつ、地域と
ともに自立して暮らせる社会を作るこ
とを目的としています。

◆計画の基本目標

やさしさにつつまれ健やかに暮らせる
まち

◆目指す姿

- ①障がい者が心身の状況に応じて生涯
にわたって途切れなくサービスを受
けられる環境が整っています。
- ②障がい者が地域で支えられながら積
極的に社会参加し自立して暮らして

います。

◆計画期間 令和3年度～5年度

◆強化する主な施策

相談支援体制の機能強化／成年後見制
度の利用促進など権利擁護施策の推進
／特別な支援が必要な障がい児に対す
る支援体制の整備 など

*計画書は福祉課(本庁1
階)または市HPからご

覧ください。

問合せ 福祉課 ☎35-33356

子育て支援課 ☎35-3179

